

令和4年 9月 吉日

会 員 各 位

刈 谷 商 工 会 議 所
会 頭 太 田 宗 一 郎

優良従業員表彰候補者推薦について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、刈谷商工会議所の事業活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も下記の表彰規定に基づき、『優良従業員表彰式』を開催する運びとなりました。つきましては、別紙の『優良従業員表彰候補者推薦書』並びに『経歴書』に必要事項をご記入頂き、令和4年10月14日（金）までに、お手数ですが、ご郵送もしくは当所窓口にてご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、表彰式は令和4年12月14日（水） 午後4時00分より刈谷商工会議所 大ホールにて挙行致しますが、被表彰者の方には追ってご案内をさせていただきます。

敬具

記

優良従業員表彰候補者推薦書並びに経歴書記 刈谷商工会議所 優良従業員表彰規定（抜粋）

第1条 本商工会議所の会員事業所に勤務する従業員であって、次の各号に該当する者について事業所代表者の推薦により表彰する。

- 1 技術の研究・品質の改善・販路の拡張・生産性向上或は災害防止等事業所に寄与する功績の大きかった優良従業員であること。
- 2 勤続年数が製造業（公益的性格の事業も含む）にあつては10年以上、商業・サービス業にあつては5年以上のもの。
- 3 管外の本社工場・支店等から転勤した者は勤続年数に通算する。
- 4 過去に於いて、刈谷商工会議所の永年勤続表彰の30年以上の表彰ならびに優良従業員表彰をうけたことのないもの。

第2条 会員事業所の被表彰候補者の推薦は次によるものとする。

- 1 会費が完納されている事。
- 2 会 費 20 口以下 1 名
 21 口以上～50 口以下 2 名
 51 口以上～100 口以下 3 名
 101 口以上 4 名

第3条 被表彰候補者の推薦は別に定める推薦書に経歴書・功績調書を添付し代表者名を以て推薦するものとする。

第4条 表彰の方法としては、表彰状と記念品を授与する。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によって、表彰式の中止や授与方法が変更となる可能性があります。その際は速やかに各ご担当様に連絡をさせていただきます。予めご了承ください。

【問い合わせ】刈谷商工会議所 〒448-8503 刈谷市新栄町 3-26 TEL:0566-21-0370
担当：岡村